

第4回 枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会

日時：平成28年3月31日（木）
場所：京田辺市特別応接室

次 第

案件

1. 組合設立協議について
2. 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（案）について
3. その他

(案)

資料 1

協議書

地方自治法第284条第2項の規定により、別紙のとおり規約を定め、枚方京田辺環境施設組合を設立する。

平成28年 月 日

枚方市長 伏見 隆

京田辺市長 石井 明三

枚方京田辺環境施設組合規約

(組合の名称)

第1条 この組合は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）とい
う。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、大阪府枚方市及び京都府京田辺市（以下「関係市」という。
）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行
うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用
地の取得及び粗造廃棄物に関する事務を除く。）を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大阪府枚方市大字尊延寺2949番地に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人と
し、その選出区分は、次のとおりとする。

枚方市 7人

京田辺市 5人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市の議会において、当該議会の議員のうちからそれ
ぞれ選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係市の議会
において速やかに欠員の組合議員を選挙するものとする。

3 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

4 組合議員は、関係市の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長それぞれ1人を選
挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者それぞれ1人を置く。

- 2 管理者は、関係市の長の互選により定める。
- 3 副管理者は、管理者以外の関係市の長をもって充てる。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期による。
- 5 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。
- 6 第1項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置く。
- 7 前項の職員は、管理者が任免する。

(組合の監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項に規定する識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(組合経費の支弁の方法)

第10条 組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、別表の経費区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の負担割合の欄に定める割合により関係市が負担する。

(委任)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

別表（第10条関係）

経費区分	負担割合
施設建設経費	均等割 100分の10 計画可燃ごみ量割 100分の90
議会関係経費	議員選出数割 100分の100

★協定（案）の主な項目

- ・事業実施主体（一部事務組合設立（当初は施設建設、将来的に管理運営））
- ・稼働目標年度（平成35年度目途）
- ・建設地
- ・ごみ処理対象地域（両市の行政区域）
- ・処理対象とするごみの種類、分別・収集の取扱い
- ・ごみ処理方式、施設規模
- ・費用負担（施設建設経費、管理運営経費、議会関係経費の負担割合等）
- ・用地、粗造成に関する取扱い（費用負担等）
- ・東部清掃工場焼却施設に関する取扱い（費用負担等）
- ・職員、組合運営・協議体制
- ・新施設稼働に伴う旧施設の取扱い

「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果

パブリックコメントの概要

1. 意見募集期間 平成28年1月25日（月）から2月23日（火）
2. 意見募集対象者 市内に在住・通勤・通学する人、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体
3. 意見募集方法 資料閲覧場所にある意見募集用紙に住所・氏名・意見などを書いて、持参または郵送
市ホームページから電子メールで送信
4. 意見提出者 11名（持参5名、郵送4名、電子メール2名）
5. 意見総数 50件
6. 対応状況

区分	件数	備考
A： 計画に追加、または修正するもの（追加修正）	0	
B： 計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	7	
C： 計画の実施段階で参考とするもの（参考）	6	
D： その他（その他）	37	
計	50	

【基本計画（案）に直接的にかかわること】（その1）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
1	現甘南備園焼却場の都市計画決定はどうするのですか。	可燃ごみ広域処理施設に係る都市計画決定の手続きと整合を取る必要があると考えています。	D：その他	第2章 第1節	1
2	全連続運転によるストーカ方式が良いです。	本基本計画（案）では、全連続運転ストーカ式を採用するものとしています。	B：趣旨記載	第2章 第2節	1
3	施設の規模はどのようにして決めたのですか。	今年度策定している京田辺市、枚方市的一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）での将来のごみ処理量推計を基に施設規模を算出しています。引き続き精査を行います。	B：趣旨記載	第2章 第2節	1
4	系列数はどのように決めたのですか。	京田辺市と枚方市は、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯があります。また、可燃ごみ広域処理施設と枚方市東部清掃工場の位置関係は近接しており、両施設の間で定期補修整備時などにおける稼働体制の調整が十分に可能であることから、東部清掃工場+1系列又は東部清掃工場+2系列について比較検討を行いました。その結果、1系列の方が優れていることから、1系列としました。	B：趣旨記載	第2章 第2節	1

【基本計画（案）に直接的にかかわること】（その2）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
5	可燃ごみ広域処理施設の排水はどうするのですか。	生活排水は直接下水道へ放流し、プラントからの排水については、排水処理設備で処理を行い、一部循環して再利用を図りますが、余剰となった排水については、京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）における排除基準に適合させて下水道へ放流します。	B：趣旨記載	第3章 第2節	1
6	煙突高さの検討過程及び結果を公表して欲しいです。	煙突高さは、約100mを基本としますが、排ガス処理設備で除却されたガスの拡散を考慮するほか、地形や周辺建物の影響等を加味して、周辺環境に与える影響、環境基準との整合を図り決定します。	B：趣旨記載	第4章 第1節	1
7	今後の焼却灰の最終処分はどうするのですか。	焼却灰については、現在と同様に大阪湾圏域広域処理場への埋立処分を基本としますが、埋立計画期間が平成39年度までとなっていることや循環型社会形成及び低炭素社会の持続的発展に寄与するため、今後、地域特性を踏まえつつ、灰の再資源化など灰の処理計画を検討していきます。	B：趣旨記載	第4章 第3節	2
8	施設規模の異なる場合の事業費を示して下さい。	本基本計画（案）では、施設規模を168tに決定し、その概算建設費を示しています。	D：その他	第5章 第1節	1
9	環境啓発展示スペースの設置に際しては本当に市民に役立つものとして下さい。	引き続き、検討を行います。	C：参考	第6章	1

【基本計画（案）に直接的にかかわること】（その3）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
10	環境啓発施設は、小学4年生で行われる環境学習時に、理解出来る施設にして欲しいです。	引き続き、検討を行います。	C：参考	第6章	1
11	事業運営方式について、どのように考えているのですか。	引き続き、検討を行います。	D：その他	第7章	1
					小計 12

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その1）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
12	広域化は効率化が期待できます。	(特記なし)	D:その他	—	1
13	用地買収は公共性を重視した価格で折衝して下さい。	不動産鑑定評価を基に適正な価格で交渉を行います。	D:その他	—	1
14	更新の場所は、すでに整備されている今の場所（拡張含む）が良いです。	(特記なし)	D:その他	—	1
15	処理の広域化は国が進めており、枚方市との連携は良い案です。	(特記なし)	D:その他	—	1
16	基本構想時と基本計画時で、両市のごみ量、交付金に違いがあります。	昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想では、京田辺市、枚方市が各自で基本的な方向性を示したものであり、本基本計画（案）では、より具体的に、両市的一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）の将来ごみ処理量推計を基に、さまざまな条件がある中、施設規模と環境保全目標をプラントメーカーに提示し、概算見積額の回答を示したものです。今後も様々な調査を行った上で設計を進め、建設費等を算出する予定です。	D:その他	—	1

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その2）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
17	土地費用は、ごみ量案分ではないですか。	可燃ごみ広域処理施設は、京田辺市域に建設します。また、その可燃ごみ広域処理施設を更新する場合の次期後継施設は、枚方市域に建設します。用地取得及び粗造成の費用は、建設予定市域の市が各自負担することから、ごみ量案分ではありません。	D：その他	－	2
18	用地の取得は、京田辺市が負担するのですか。	可燃ごみ広域処理施設は、京田辺市域に建設します。また、その可燃ごみ広域処理施設を更新する場合の次期後継施設は、枚方市域に建設します。用地取得及び粗造成の費用は、建設予定市域の市が各自負担します。	D：その他	－	1
19	広域化について充分な説明が行われていません。	広域化については、昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想の中で検討を行い、その基本構想については、広く市民のみなさまからのご意見をお聞きするという観点から、パブリックコメントを実施し、市ホームページや市内各所の公共施設で資料の閲覧が出来るようにしました。	D：その他	－	1
20	なぜ枚方市と広域化を行うのですか。	昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想の中で検討を行い、処理体制については、広域処理が単独処理に比べて優位性が高く、また、枚方市との広域処理は高い評価となりました。	D：その他	－	1

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その3）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
21	建設地の地盤はどのようにになっているのですか。	可燃ごみ広域処理施設の建設に際して、構造物を安全・安定的に支持するために、必要な時期に必要な調査を実施します。	D：その他	—	1
22	枚方市からの搬入車両による、甘南備園周辺における環境への影響はどうですか。	京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）に基づき、必要な時期に、必要な調査し、評価を行います。評価の結果、環境の保全等のために特に必要がある場合、環境保全等の措置を講じます。	D：その他	—	1
23	建設に対して実施される環境影響評価については速やかに公表して下さい。	京都府環境影響評価条例に基づき、必要な時期に公表していきます。	D：その他	—	1
24	広域化について、本基本計画にて充分な説明が行われていないです。	広域処理については、昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想の中で、環境保全性、資源循環性、経済性などの検討を行い、優位性が高いとされました。本基本計画（案）は京田辺市及び枚方市が各々策定した基本構想を基に、より具体的に可燃ごみ広域処理施設の整備に必要な、規模及び処理方式等の基本的事項を取りまとめたものです。	D：その他	—	1

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その4）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
25	費用負担について、具体的な内容説明がないです。	費用負担については、両市で設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で協議を行っており、その協議内容は、「連絡協議会だより（第2回）」等として、市ホームページで公表しております。	D：その他	—	1
26	両市の費用負担割合はどうなっていますか。	施設整備に係る計画に関する費用及び建設に関する費用については「ごみ量割90%、均等割10%」とし、施設稼働後の施設管理運営に関する費用については「ごみ量割」としています。	D：その他	—	1
27	起債の償還計画は、どうなっていますか。	今後の事業進捗に合わせて、建設費等を含めた事業費を積み上げる中で、資金計画を策定し、精査していきます。	D：その他	—	1
28	可燃ごみ広域処理施設へは、車だけではなく、徒歩で気軽に訪れるよう、歩道整備（国道307号含む。）が必要です。	国道307号改良事業の早期完成については、引き続き、京都府に要望を行います。国道307号から可燃ごみ広域処理施設までの間については、歩道を含めた道路の整備を検討します。	C：参考	—	1
29	造成工事費用は、どうなっていますか。	今後の事業進捗に合わせて、引き続き、調査・設計等を行っていきます。	D：その他	—	1
30	基本計画書は、全体的に堅実でよくまとめられています。	(特記なし)	D：その他	—	1
小計					20

【その他】（その1）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
31	市内全域での説明会が必要ではないですか。	本基本計画（案）については、広く市民のみなさまからのご意見をお聞きするという観点から、パブリックコメントを実施し、市ホームページや市内各所の公共施設で資料の閲覧が出来るようにしました。	D：その他	－	5
32	年末年始の焼却施設閉園時について、自動化により持ち込みごみを受け入れて欲しいです。	一般市民の持ち込みごみについては、従来のとおり、現在の甘南備園で取り扱います。	D：その他	－	1
33	市役所入口に募集箱を設置して下さい。	今後、参考にします。	C：参考	－	1
34	設立するとされる一部事務組合の具体的な中味がわからないです。	一部事務組合については、両市で設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で協議を行っており、その協議内容は、「連絡協議会だより（第3回）」等として、市ホームページで公表しております。	D：その他	－	1
35	一部事務組合議員の定数は12人で枚方市7人、京田辺市5人となっています。多数決となった場合、不公平ではないですか。	一般廃棄物（可燃ごみ）の処理責任は、市町村にあります。京田辺市と枚方市が共同してその責務を果たすために設置する一部事務組合は、両市から独立した特別地方公共団体であり、一部事務組合議員は、その責務を果たすため、公正かつ適正な審議等を行うことになります。	D：その他	－	1

【その他】（その2）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
36	市民参加の委員会などによる協議が必要ではないですか。	本基本計画（案）は、昨年度に学識経験者、市議会議員、一般公募の市民などを委員とする「京田辺市ごみ減量化推進審議会」で審議を行い策定した、ごみ処理施設整備基本構想を基に策定したものです。	D：その他	－	3
37	パブリックコメントについて、本編は約100ページにもおよび、別紙概要書は簡略すぎます。	パブリックコメントにかかる資料については、まず、概要書をご覧いただき、さらにお知りになりたい事項について、本編をご覧いただくよう考え方作成したものです。	D：その他	－	1
38	隣接4区・自治会に配布されている回覧文書を全市域に回覧するべきです。	今まで京田辺市から発生する可燃ごみが安全・安定的に処理されてきたのは、地元のみなさまのご理解、ご協力があってのことと考えています。今回の可燃ごみ広域処理施設は甘南備園焼却施設の建替えとなることから、更なるご理解、ご協力を得ながら進めていきたいと考えています。	D：その他	－	1
39	「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会だより」を全市域に回覧するべきです。	「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会だより」については、市ホームページ等で公表しています。	D：その他	－	1
40	パブリックコメントを意見募集手続きと表記して下さい。	今後、参考にします	C：参考	－	1

【その他】（その3）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
41	ホームページのトップページからパブリックコメントまで辿り着くのが複雑です。	今後、参考にします。	C：参考	—	1
42	地元4区・自治会を対象に、説明会を行いますか。	今まで京田辺市から発生する可燃ごみが安全・安定的に処理されてきたのは、地元のみなさまのご理解、ご協力があってのことと考えています。今回の可燃ごみ広域処理施設は甘南備園焼却施設の建替えとなることから、更なるご理解、ご協力を得ながら進めていきたいと考えています。	D：その他	—	1
小計					18

	合計 50
--	-------

【資料4】枚方市

「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（案）」についてのパブリックコメント (結果公表)

「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（案）」についてのパブリックコメントにつきまして、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、ご意見に対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	平成28年1月25日（月）～平成28年2月23日（火）
意見募集方法	◇ホームページの入力フォームに入力し、送信 ◇書面提出（市役所受付・各支所・生涯学習市民センターなど市内15箇所に意見箱を設置。意見箱に投函、郵送、ファックスにて受付）
意見提出者数	1名（ホームページ提出0名、書面提出1名）
公表する意見の数	7件

【ご意見の概要及び枚方市の考え方一覧】

・施設について

No.	ご意見の概要	枚方市の考え方
1	余熱利用について本（案）は発電し、施設内所用電力を貯い、余剰電力を売却するとしているが、温水利用も含めて地元への還元を考えて頂きたい。	余熱利用については、発電、場内プロセス及び施設内での利用を基本として行うこととしています。いただいたご意見については、今後の検討の際に参考にさせていただきます。
2	清掃工場は災害時避難場所としても利用できるのではないか。小学校などの体育館等より遙かに適しており、停電の際も電気、暖房がある。備蓄があれば最適の避難所であり、いざというとき利用できるならば地元住民にとっても喜ばしい。	大規模災害発生時の緊急的な施設の利用について、今後検討してまいります。

・環境について

No.	ご意見の概要	枚方市の考え方
3	「新・循環型社会構築・・・・・基本計画（改定版）」（平成21年6月）には「東部清掃工場の適正な維持管理」の内容としてISO14001取得が挙げられているが、東部清掃工場稼働後7年経った現在も取得されていないし、説明も無い。本（案）における処理施設はぜひISO14001認証を取得して下さい。	ISO14001については、枚方市として平成13年に清掃工場等を除く部署で取得した後、東部清掃工場は、平成21年3月に適用範囲を拡大する形でISO14001を取得しました。その後、枚方市としてこれまでの運用により、環境マネジメントのノウハウの習得や職員の環境意識の高まりなど、一定の成果を得ることができたことから、平成25年4月1日に本市独自の環境マネジメントシステムである枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）を構築し、ISO14001からH-EMSへ移行して取り組んでいます。また、京田辺市の環境衛生センター甘南備園焼却施設においては、平成21年に京都のKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証を取得し、取り組みを行っています。このことから、可燃ごみ広域処理施設においては、両市のこれまでのノウハウを生かした環境マネジメントによる運営を検討します。

4	<p>東部清掃工場に関しては「公害防止協定」が地元と締結され、「公害監視委員会」が稼働後現在まで年2回開かれている。これは環境負荷において世界最高水準とされている東部清掃工場を維持していく上で大変意義あるものと考えます。本(案)の処理施設においても、ぜひ協定に基づく監視委員会の設置を要望します。</p>	<p>稼働後の可燃ごみ広域処理施設の維持管理状況については、その情報提供の内容及び方法など両市において協議、検討を進めてまいります。</p>
---	--	--

・その他

No.	ご意見の概要	枚方市の考え方
5	<p>本基本計画(案)第1章基本方針には、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」(平成21年6月策定)及び同計画の次期計画である「枚方市一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月予定)並びに京田辺市の・・・を基礎に、・・・。と記されているが、この基礎となるべき「枚方市一般廃棄物処理基本計画」はまだその(案)が公表されていないのではないか。こちらの方を先にすべきでないのか。</p>	<p>「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)」は、平成27年12月4日に公表し、同日から12月24日まで市民からの意見募集を行いました。</p>
6	<p>本基本計画(案)では、その処理施設が稼働する平成35年における焼却ごみ量は9万7百24トンとされており、『焼却ごみ半減化』を今の段階であきらめたものとみえる。やはりこれは政治的に言われたこと(平成27年度第3回枚方市廃棄物減量等推進審議会一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定部会議事録より引用)にすぎないのか。</p>	<p>「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)」の枚方市廃棄物減量等推進審議会からの答申の「第4章 基本理念・基本方向と目標達成に向けた施策等 第1節 基本理念」において、「将来的にごみの焼却量を平成9年度に比べて半減することを目指すための計画」とすることが述べられており、今後も『焼却ごみ半減』を将来的に目指していくための計画として掲げ、ごみ減量施策を実施していきます。</p>
7	<p>穂谷川清掃工場跡地には、大規模な堆肥化や焼却前段階としてのごみ減容化、減量化施設建設をご検討頂きたい。有料化も本気で取組み願います。</p>	<p>「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)」の枚方市廃棄物減量等推進審議会からの答申の「第2節 基本方向 基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進」では、「家庭系ごみを削減するためには、市民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が連携・協力しながら、可能な限りごみを発生させない取り組み(リファイナーズ・リデュース・リユース)を最優先に行い、その上でごみの分別の徹底を図りながらリサイクルに取り組み、焼却や埋立を行うごみを最小化」し、「ごみの有料化については、さらなる4Rの推進や適正な費用負担等を踏まえて検討を進める。」とされ、また、穂谷川清掃工場の敷地利用については、「基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築」として、「穂谷川清掃工場の敷地の有効活用の検討も進め、効率的なごみの収集・処理体制をさらに進める。」とされていることから、一般廃棄物処理基本計画においてこれら施策を推進してまいります。</p>